

条例

議員提出議案第二十三号

青森市議会委員会条例の一部を改正する条例（可決）

右の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び会議規則第十四条の規定により提出します。

青森市議会委員会条例（平成十七年青森市条例第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「文化教育常任委員会」を「文教経済常任委員会」に、「及び教育委員会」を「、経済部、農林水産部、教育委員会及び農業委員会」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「九人」を「十人」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「八人」を「十人」に改め、同号を同条第四号とする。

第四条第二項中「十三人」を「十人」に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

青森市議会常任委員会の名称、委員定数及び所管並びに議会運営委員会の委員の定数を改正するため、提案するものである。

平成十八年十一月二十七日